第１４回鶴田町農業委員会総会議事録

１．開会の年月日　　令和８年４月１４日（火）　　午後　１時３２分
２．開会の場所　　鶴田町役場　　３０１～３０３委員会室
３．閉会の年月日　　令和８年４月１４日（火）　　午後　２時０５分

４．出席委員（１６名）の番号及び氏名

１番　瀬戸弘之	２番　田村昭弘	３番　三浦大俊	４番　貴田徳正
５番　佐藤幸一	６番　瓜田弘樹	７番　一戸辰美	８番　神成和也
９番　棟方廣光	10番　菊池俊輔	11番　泉直也	12番　佐藤勝利
13番　長内悟	14番　鈴木照子	15番　秋庭礼子	16番　一戸祐治
17番　川村博行	18番　下山勝源		

５．欠席委員
１番　瀬戸弘之
８番　神成和也

６．議事日程
第１　議事録署名委員の指名
第２　参与及び書記の任命
第３　議案第５２号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
議案第５３号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
議案第５４号　農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
議案第５５号　農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画(案)に関する意見の決定について
報告第２６号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第２７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第２８号　令和７年度事務報告について
報告第２９号　令和８年度予算について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　秋庭誠一	事務局次長　當麻和信	主幹　石村浩一	主事　棟方裕二

８．会議の概要

開会　　午後１時３２分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第８条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議　　長　　只今の出席委員は１６名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これより、第１４回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議　　長　　直ちに本日の会議を開きます。
議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、９番棟方廣光委員と１０番菊池俊輔委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。
会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議　　長　　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。
それでは議案の審議に入りますが、議案第５２号から議案第５５号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議　　長　異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、議案第５２号、議案５３号及び議案５４号の審議に関する農地法処理基準第３の８に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
７番一戸辰美委員。

一戸委員　はい、７番一戸です。それでは報告いたします。
去る４月８日、菊池俊輔委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第３条申請は、所有権移転が１２件、賃貸借が１６件、使用貸借が７件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第３条第２項６号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議　　長　それでは、議案第５２号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５２号農地法第三条第1項の規定に基づく農地所有権移転の方について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は１２件です。№.１から№.１２について説明いたします。
３月１５日の鶴田町あっせん会議にて成立した売買契約が４件、
普通売買が３件、贈与が５件となっています。
農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第５３号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５３号農地法第３条第１項の規定に基づく農地賃貸借契約の許可について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は１６件です。農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。契約期間及び賃借料は、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第５４号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５４号農地法第３条第１項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について
農地法施行令第１条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。
本案件は７件です。農地法第３条第２項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま

す。契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第５５号について、事務局より説明願います。

事 務 局　議案第５５号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関するの意見決定について
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は１件です。契約期間および賃借料については記載の通りです。
以上です。

議　　長　ただいま、事務局より説明のありました議案第５５号について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので、質疑、討論を打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第５２号から議案第５５号までについて原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議　　長　賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告２６号について事務局より説明願います。

事 務 局　報告第２６号農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第６８条第１項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
№１から№５について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議　　長　ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第２７号について事務局より説明願います。

事務局　報告第２７号農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
農地法施行規則第２１条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
№１から№７ついては、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議　　長　ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議　　長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第２８号について事務局より説明願います。
事務局	報告第２８号令和７年度事務報告について 農地転用が５２８１㎡となっております。所有権移転及び使用貸借権の設定について 総件数１９４件、総面積が１２１万３５６９㎡となっております。 農地使用貸借、賃貸借権の契約等の解約について、総件数が３７件、総面積が２２万５１３３㎡となっております。 以上です
議　　長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議　　長	ないので質問を打ち切ります。 次に、報告第２９号について事務局より説明願います。
事 務 局	報告第２９号令和８年度予算について １歳入本年度は合計９９０万２千円、歳出１農業委員会合計１１２５万円 ２農業者年金受託事業費７万４千円、３農地売買等事業費６万６千円 ４農地中間管理事業費合計３０７万７千円、５機構集積協力金等交付事業費合計５０万円 となっております。以上です
議　　長	ただいまの報告について、質問ございませんか。 【なし】
議　　長	ないので質問を打ち切ります。 暫時休憩します。（午後１３時４６分） 【暫時休憩】
議　　長	再会します。（午後１４時０４分）
議　　長	本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第１４回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。（午後１４時０５分）

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年４月１４日

議　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿